

自転車の安全利用を推進しよう!

◎携帯電話等の使用禁止



携帯電話等を使用しながらの自転車の運転禁止
(5万円以下の罰金)

携帯電話等での通話・メールの送受信、画像を見ながら自転車を運転しない。

◎イヤホン、ヘッドホン等を使用して音楽等を聴きながらの車両等の運転禁止



安全な運転に必要な音声が聞こえない状態で、カーラジオ等を聴き、又はイヤホン、ヘッドホン等を使用して音楽等を聴きながらの車両等の運転禁止
(5万円以下の罰金)



普通自転車の歩道通行

(道路交通法第63条の4第1項、
道路交通法施行令第26条)

普通自転車は、次の場合には、歩道を通行することができます。



◎ この標識があるとき



普通自転車歩道通行可
の標識

◎ 自転車を運転する人が次のいずれかの場合

子ども(13歳未満)

70歳以上の高齢者

身体の不自由な人

◎ 通行の安全のため、やむを得ない場合

※ 道路工事や駐車車両などのため車道の左側部分を通行することが難しい場合

※ 交通量が多く、車道の幅が狭いなどのために、追い越しをしようとする自動車などとの接触事故の危険がある場合

※このような場合でも、歩道は歩行者が優先です。

自転車安全利用 五則

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外



2 車道は左側を通行



3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

4 安全ルールを守る

5 子どもはヘルメットを着用